

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）					
地区名	大井地区					
事業箇所	愛西市大井町 外、津島市中一色町					
事業のあらまし	<p>本地区は、愛西市の南東部に位置する面積約 68ha の水田地帯である。地区内の用水路は、昭和 48 年から 52 年に木曾川用水関連土地改良事業によりパイプライン化されており、当時は軽量で施工性に優れ、安価であった石綿セメント管が使用された。</p> <p>しかしながら、設置から 40 年以上経過し、老朽化に伴う突発的な破損等が頻発している状況や、大規模地震時の液状化により多数の破損箇所が発生することも想定され、破損した管を撤去する際の石綿粉じんにより農業者・撤去工事従事者等の健康に被害を与えることが懸念されている。</p> <p>このことから、石綿セメント管を塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給により農業経営の安定化を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>石綿による健康被害を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給による農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	7.1 億円		■工事費 5.9 億円、■用補費 0.2 億円、■その他 1.0 円			
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 34 年度
事業内容	用水路工 15.0 km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の用水管は、価格が安く、施工性に優れていた石綿セメント管が多く使用されており、設置から 40 年以上が経過し、老朽化による漏水事故が頻発している。また、大規模地震時の地盤の液状化に伴う破損事故も危惧され、将来的にその復旧にあたり農業者等の健康を害することが懸念されている。</p> <p>このため、老朽化している石綿セメント管を全て塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する健康被害を未然に防止し、農業用水の安定供給を図る必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>石綿に起因する健康被害を未然に防止できることに加え、農業用水の安定供給による農業経営の安定化が図られることから、石綿セメント管の撤去、更新の必要性が高いため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="5">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td colspan="5">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">5.7</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table>								H29	H30	H31	H32	H33	H34	工種区分	調査・設計	←→						用地補償		←→						工事							・用水路工		←→						事業費(億円)		5.7					1.4
			H29	H30	H31	H32	H33	H34																																														
	工種区分	調査・設計	←→																																																			
		用地補償		←→																																																		
工事																																																						
・用水路工			←→																																																			
事業費(億円)		5.7					1.4																																															
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																					
判定	<p>A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。</p>																																																					
III 対応方針																																																						
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																																					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																						
<p>■対象（事業完了後 年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>・施設の維持管理状況</p>																																																						